

由仁町地域公共交通計画

【概要版】

令和6年3月

計画の概要

計画の策定主旨

第6次由仁町総合計画では、「小さくてもキラリと輝くまちへ」を将来像として掲げ、政策展開の基本方向の1つに「安全・安心の快適で暮らしやすいコンパクトなまちづくりの実現」として、「最適な地域公共交通体系の整備」を政策の方向性の1つに取り上げています。

現在、由仁町の公共交通は、集落間や町外とは鉄道や路線バスが走っているほか、農村部を中心として由仁町が運行するデマンドバスやデマンドタクシーが運行されており、人口規模が同程度の自治体と比較して公共交通は恵まれた環境のように見える中で、町民の利用は決して多くはありません。自家用車保有率が高いことが大きな要因と考えられますが、人口減少社会が進む中で地域公共交通を確保・維持していくためには、ターゲットを絞り込んで、必要としている人と提供する移動手段とのマッチングを検討する必要があります。特に高校生の通学機会や自家用車を持たない高齢者等の通院・買物の機会を確保するためには、移動性向を理解して地域の足づくりを行う必要があります。

このことから、由仁町にとって相応しく、由仁町らしいをテーマに、由仁町の移動資源を有効に活用した、町民の生活を支えるインフラとして、持続可能で町民にとって利便性の高い交通システムの構築を行うことを目的に「由仁町地域公共交通計画」を策定します。

本計画で対象とする区域・基本的な計画期間

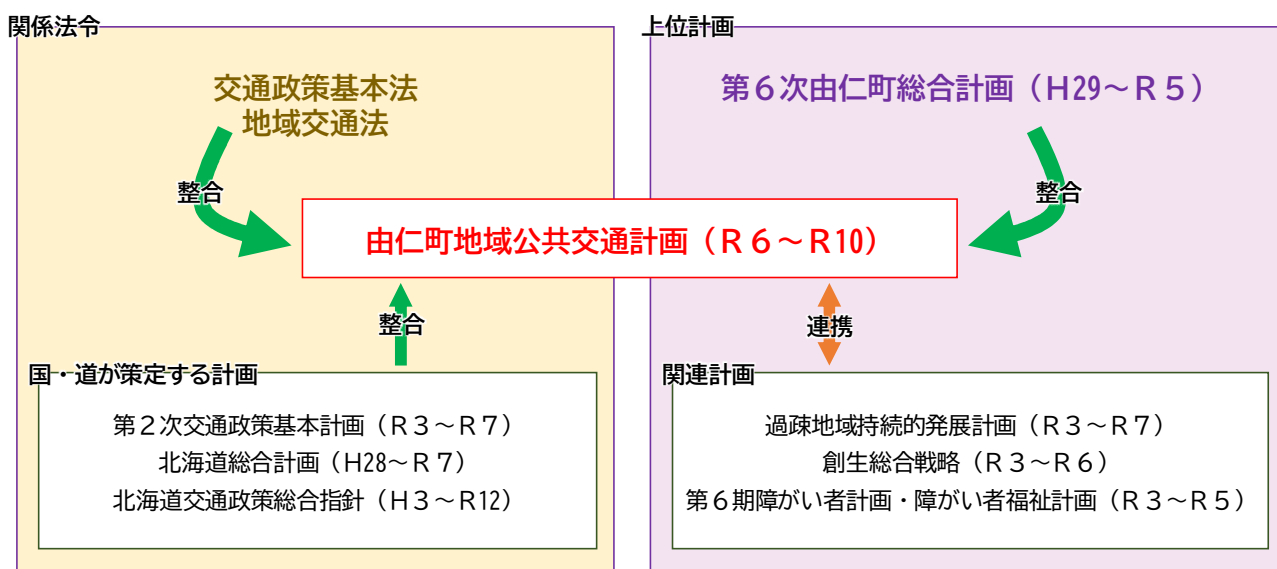
計画の区域は、由仁町全域

計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5か年

関係法令、上位計画及び関連計画と本計画の位置付

本計画の位置付けとして、関係法令や国・道が策定する計画と整合を図っていくとともに、当町の上位計画である「第6次由仁町総合計画」のまちづくりにおける政策展開と整合を図っていくことが重要です。

また、当町の関連計画とも連携し、一体的に取り組んでいくことも重要です。



由仁町地域公共交通計画の位置付け

地域の移動ニーズ等の整理

関係者との意見交換

地域の状況や移動ニーズなどの把握に向け、各関係者及び地元住民代表と意見交換を実施しました。

庁舎内関係者	総務課、保健福祉課、教育課
交通事業者	中央バス岩見沢営業所、由仁ハイヤー、竹田産業
その他関係者	民生委員、社会福祉協議会、町立診療所、長沼みどりクリニック
住民代表等	由仁本町区長会、三川市街連合自治区長会、老人クラブ等（14 団体）

民生委員アンケート調査

町内に居住する高齢者等の生活状況の整理に向け、民生委員を通じたアンケート調査を実施し、移動実態や移動ニーズ等を把握することを目的に調査を実施しました。

基本方針及び目標

基本方針

基本方針

公共交通を必要とする町民が安心して生活を続けられるために
将来にわたって持続可能な由仁町地域公共交通網の確保

基本方針の実現に向けた目標

目標Ⅰ

移動目的と連動した町内における移動選択肢の確保

- ・公共交通を必要とする方が今後も当町で安心して生活していくためには、移動目的や町内移動ニーズなどを踏まえた公共交通を整備する必要があるため、交通事業者が運行する公共交通に加え、町独自で運行するモビリティなどの維持・拡大に努めます。

目標Ⅱ

町外の生活圏までの移動選択肢の確保

- ・目標Ⅰと同様に、安心した生活に向けては、町外の生活圏までの移動手段の確保も重要であるため、交通事業者が運行する公共交通路線の運行維持に寄与する施策展開に努めるほか、移動ニーズや生活圏までの利便性の高い移動手段の維持に努めます。

目標Ⅲ

移動支援を必要とする方へのサービスの提供

- ・通学世代や自家用車を持たない世代・世帯など、移動支援を必要とする方に公共交通サービスが行き渡るような施策の展開に努めるほか、公共交通がより利用しやすくなるような施策もサービスの一環として捉え、各種施策展開に努めます。

目標Ⅳ

公共交通サービスの持続可能性の確保に向けた関係者連携の強化

- ・由仁町地域公共交通網が将来にわたって維持されることを目指すために、由仁町地域公共交通活性化協議会委員や周辺自治体との連携・協働による持続可能性の確保に努めます。

目標達成に向けた施策

(1) 目標Ⅰを達成するための施策

施 策 ①	デマンドタクシーによる移動選択肢の確保				
施 策 内 容	・デマンドタクシーの運行を継続するとともに、エリアを拡大します。 ・必要に応じて運行内容の見直しを検討します。 ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用します。				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他

施 策 ②	町民ニーズ及び移動目的と連動したモビリティの確保				
施 策 内 容	・生活の足としてのモビリティを確保します。 ・モビリティの確保に向けては地域の交通資源（車両や運転手など）を総動員した内容についても検討します。 ・スクールバスの運行を継続し、子どもたちの教育環境、交通環境の確保に努めます。				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他

施 策 ③	町内交通事業者の持続可能性の確保に向けた官民連携				
施 策 内 容	・町内交通事業者の運転手や事務員等の確保に向け、行政と民間が協働した取組を検討・実施します。 ・他地域の事例を参考にするほか、交通事業者にとって望ましい取組の実現に向け、協議を進めます。				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他

(2) 目標Ⅱを達成するための施策

施 策 ④	関係者と連携した鉄道・バスによる移動選択肢の確保				
施 策 内 容	・広域的な交通ネットワークは、主に鉄道と路線バスで構築されており、これら公共交通の運行継続に向け、行政としての連携や支援のあり方などを検討・実施します。 ・必要に応じて南空知地域公共交通活性化協議会が策定する南空知地域公共交通計画との連携を図ります。 ・沿線自治体担当者や交通事業者などとの連携を図りながら交通ネットワークの確保に努めます。				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他(沿線自治体)

施 策 ⑤	デマンドバスによる移動選択肢の確保				
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌圏までの交通ネットワークの充実に向け、デマンドバスを実証運行していますが、今後は、本格運行に移行し、運行を継続します。 ・必要に応じて運行内容の見直し・拡充を検討します。 ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用します。 				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他

(3) 目標Ⅲを達成するための施策

施 策 ⑥	公共交通の利用ハードルを緩和する取組の検討・実施				
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通は、地域住民共通の移動手段であることの認識及び理解を深めるための普及・啓発に努めます。 ・移動支援を必要とする方に必要な情報が届くよう、広報などを活用した周知に取り組みます。 ・公共交通を利用しやすい取組も検討・実施します。 				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他

施 策 ⑦	地域とも協働した移動手段の確保				
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と協働した移動手段を検討・実施します。 ・地域支え合い活動の取組拡充も検討・実施します。 				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他

施 策 ⑧	地域概況などの情勢に応じた移動サービスの検討・提供				
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車や免許を持たず移動サービスが必要と考えられる方を重点的にサポートすべき属性として捉え、移動サービスを検討・提供します。 ・ゼロカーボンシティの実現に向けても、積極的な公共交通機関の利用に努めるよう意識することや次世代自動車の導入など、温室効果ガス低減の取組についても、他のまちづくり施策と連動し検討します。 				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他

(4) 目標Ⅳを達成するための施策

施 策 ⑨	関係者連携による持続可能な公共交通サービス提供体制の確保				
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の推進状況は、由仁町地域公共交通活性化協議会における検証及び確認を基本として、持続可能な公共交通サービスの提供体制を確保します。 ・由仁町地域公共交通活性化協議会の中では、関係者間の連携を着実に進めます。 				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他

施 策 ⑩	周辺自治体と協働した持続可能性の確保				
施 策 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・当町単独で町内及び町外の生活圏までの移動手段を確保し続けることは難しくなってくるのが想定されるため、モビリティの共同運行などの連携方策を検討・実施します。 ・周辺自治体との連携可能性を十分に模索する必要があるため、着実に検討・協議を重ねた上で、連携を図ります。 				
実 施 主 体	協議会	由仁町	交通事業者	住民	その他（周辺自治体）

計画の進捗管理及び管理体制

計画の進捗管理

(1) 評価指標及び目標値

本計画における数値目標

評価指標	単位	目標値					
		現況値					
		令和4 (2022)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)
公共交通利用者数	人/年	3,249	3,370	3,440	3,510	3,580	3,650
公共交通収支率	%/年	11.8	10.0 以上	10.0 以上	10.0 以上	10.0 以上	10.0 以上
公共交通経費額	千円/年	8,918	10,000 以下	10,000 以下	10,000 以下	10,000 以下	10,000 以下
通学圏の確保状況	－	実施	実施	実施	実施	実施	実施
関係者等との連携状況	－	実施	実施	実施	実施	実施	実施

計画の管理体制

施策を継続的に展開していくにあたっては、前項で示した評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを通じて、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等を検証・評価し、適宜・適切に計画の見直しを行うことが重要です。

これら施策の評価にあたっては、本計画の策定で協議を行ってきた「由仁町地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、PDCAサイクルにより評価・検証を行います。また、継続的に評価・検証を行うため、今後の協議会開催スケジュールに基づき、実施します。

加えて、本計画の目標を実現するにあたっては、行政や交通事業者のみならず、各種団体などを含めた地域住民の理解と参加、協力が不可欠であり、地域の一人ひとりが主体的に考えて取り組むことが重要です。そのため、各関係者の役割を明確にし、それぞれが主体的に取り組むことで、本地域における持続可能な交通ネットワークを構築します。

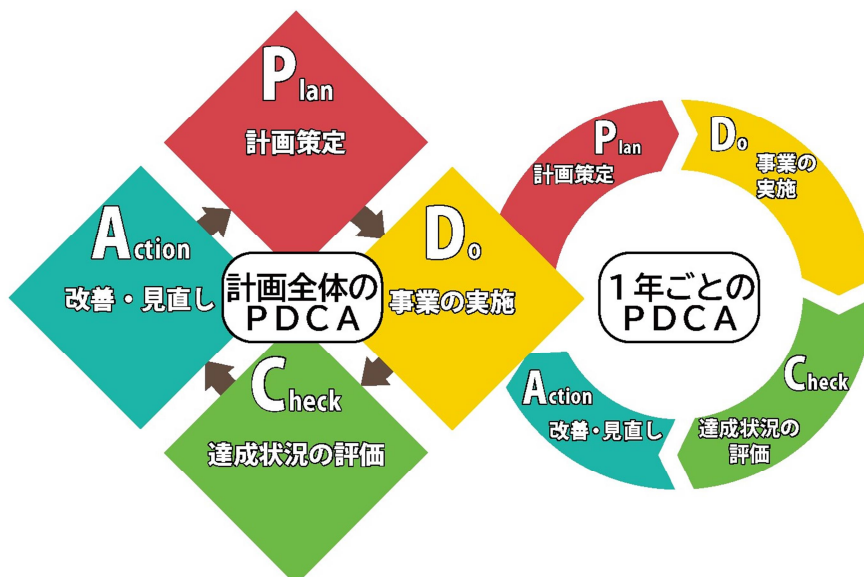
管理体制

区分	所属	区分	所属
1号委員	夕張鉄道株式会社	8号委員	由仁町 副町長
	北海道中央バス株式会社	9号委員	// 総務課長
	有限会社由仁ハイヤー		// 地域活性課長
2号委員	北海道地方交通運輸産業 労働組合協議会		// 建設水道課長
			// 保健福祉課長
3号委員	由仁本町自治区長会		// 町立診療所事務長
	三川市街連合自治区長会		// 教育課長
	川端自治区連合会	事務局長	// 住民課長
4号委員	北海道運輸局札幌運輸支局		
5号委員	北海道空知総合振興局地域創生部		
6号委員	北海道開発局札幌開発建設部		
	岩見沢道路事務所		
	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部長沼出張所		
7号委員	札幌方面栗山警察署		

計画推進のあり方(PDCA サイクル)

本計画（Plan）の推進にあたり、計画期間である5年間において、毎年度、施策・事業の実施状況（Do）を確認した上で、目標の達成状況（数値指標）を評価（Check）し、必要に応じて、施策・事業の見直し（Action）を行います。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を見直すとともに、施策・事業に反映し（Plan）、着実に施策・事業を実施（Do）します。



PDCAサイクルによる計画推進の流れ

本計画は、上記PDCAサイクルを回しながら進捗を管理して運用する。なお、PDCAサイクルの運用にあたっては、毎年度、由仁町地域公共交通活性化協議会において、構成機関の認識共有を図りながら、施策管理を行います。

なお、由仁町地域公共交通活性化協議会の開催頻度は、取組の実施状況や施策・事業の見直しに向けた協議会の開催が必要となった場合など、状況に応じた協議を柔軟に実施していきます。